

平成21年12月25日
消 防 庁

「原子力施設における現場指揮本部の設置・運営マニュアル」の概要

消防庁では、原子力施設における消防体制の強化を図るため、実践的な現場指揮本部の設置・運営について「原子力施設における現場指揮本部の設置・運営等に関する検討会」を開催し、検討を行ってきました。

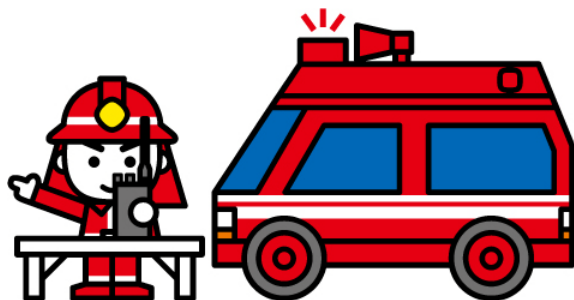
今般、「原子力施設における現場指揮本部の設置・運営マニュアル」としてとりまとめましたのでその概要を公表します。

今後、消防庁では、本マニュアルに基づく体制の見直しや、より実践的な消防訓練の促進により、原子力施設の消防体制の充実強化を推進してまいります。

【別添資料】

- ・ 「原子力施設における現場指揮本部の設置・運営マニュアル」（概要）

※ 本マニュアルについては、全国の消防本部、都道府県、原子力事業者等に配布いたします。



(連絡先)

消防庁予防課特殊災害室

担 当 大嶋課長補佐、齋藤係長

電 話 03-5253-7528

FAX 03-5253-7538

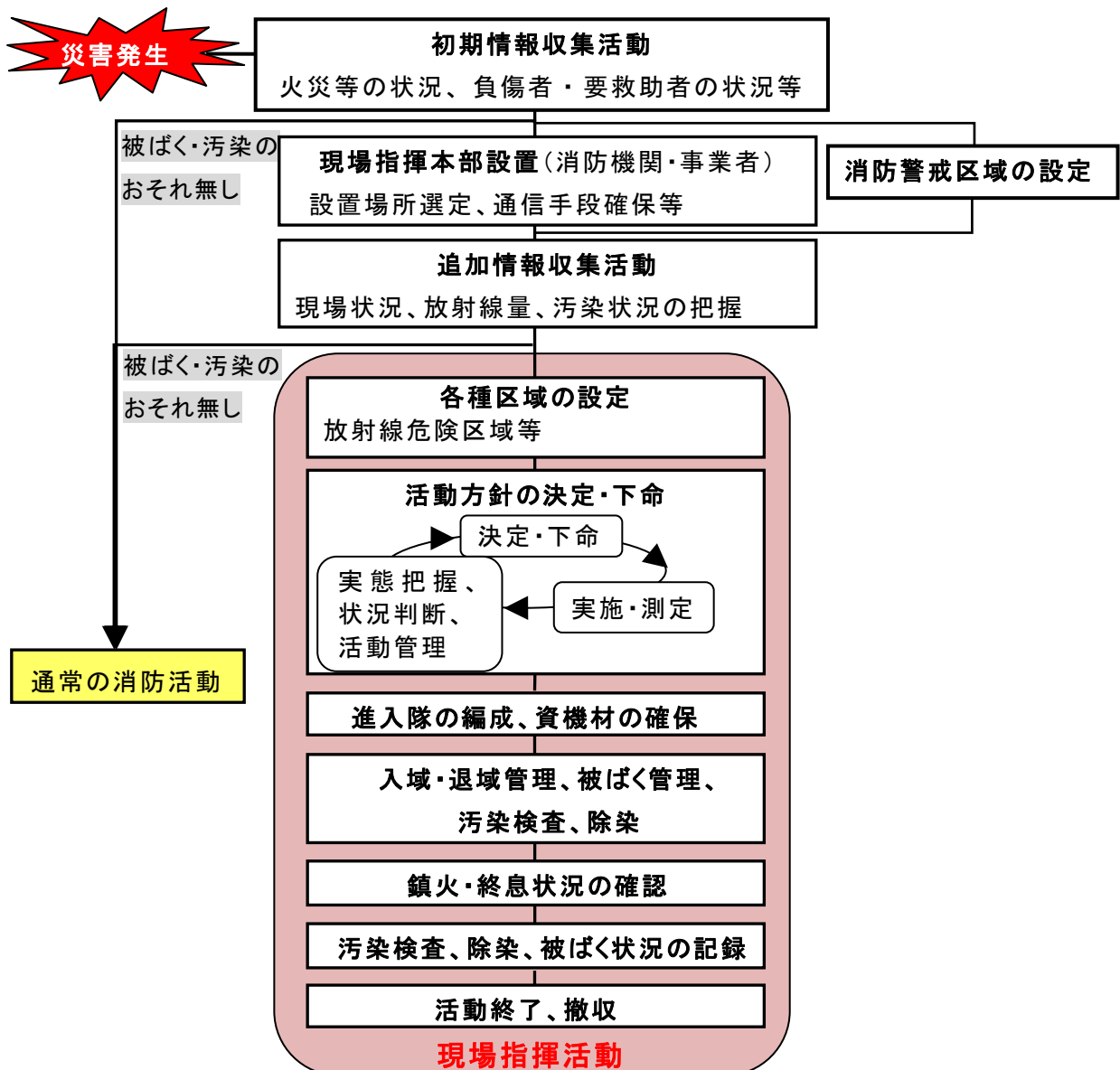
「原子力施設における現場指揮本部の設置・運営マニュアル」の概要

(背景)

新潟中越沖地震では、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の所内変圧器火災の消火に時間を要したことなどを踏まえ、事業所における自衛消防体制として、常時10名程度以上の人員が確保されるとともに化学消防自動車が配備されました。

消防庁では、平成20年度に、この強化された事業所の自衛消防隊と消防機関との連携による実践的な消防訓練のあり方について検討を行い、「原子力施設における消防訓練のあり方について」をとりまとめました。今年度は、原子力施設等における火災等発生時に、事業所の自衛消防隊と消防機関が現場指揮本部において、連携し円滑な現場指揮活動が実施できるよう、両者の役割を明確化し、現場指揮本部で行うべき情報収集活動や現場指揮活動の項目などを記載した実践的な現場指揮本部マニュアルを策定しました。そのマニュアルの概要については、以下に示すとおりです。

○現場指揮本部の活動の流れ



基本的事項

○ 現場指揮本部の所掌事項

原子力施設で災害が発生した際は、通常の現場指揮活動に加えて、放射線や放射性物質の影響、隊員の被ばく管理、事業所自衛消防隊等との活動調整等を考慮し現場指揮活動を実施しなければならないことが予想される。これら原子力施設での特性を踏まえ、災害発生時に現場指揮本部で所掌すべき事項を明示。

また、原子力施設の建屋の構造上、原子炉建屋の管理区域内などで現場指揮本部が直接部隊をコントロールする指揮活動が困難な状況下では前進指揮所を設置し、指揮分担を行うことも明示。

○ 現場指揮本部の編成

消防機関、事業者の現場指揮本部構成員（消防機関：現場指揮本部長等、事業者：自衛消防隊責任者等）とその主要任務を明示。

マニュアルのポイント、留意事項

○ 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部、前進指揮所の設置場所として、放射線・放射性物質の影響を受けにくい場所であることや消防本部、災害現場、前進指揮所との連絡の取りやすさを考慮する旨を明示。

○ 情報収集活動

事故・災害の時間経過に着目し、出動時からの活動が終了するまでの情報収集活動（事故等の状況、人命危険、活動危険・活動状況など）を初期、中期、後期に分け、それぞれの時点での情報収集項目の概要を明示。

○ 現場指揮活動

・ 活動方針

原子力施設での災害発生時に、現場指揮本部で決定される活動方針について、活動方針決定の主な要素（災害の拡大状況、要救助者の有無、放射線や放射性物質の放出・汚染状況など）を挙げ、また優先すべき活動方針（人命検索・救助、安全管理など）を明示。

・ 主な現場指揮活動項目

現場指揮本部における現場指揮活動（放射線危険区域等の設定、進入隊の編成、救助・消火・救急活動の方針など）について、主な項目と措置を明示。

・ 広報体制（現場指揮本部での情報収集、情報発信）

原子力施設での火災等が発生した場合において、報道機関、住民、関係機関に対し正確な情報を発信ができるよう、現場指揮本部において現場情報を集約し、消防本部や事業者（自衛消防隊本部等）に発信することを明示。

○ 様式集

原子力施設での消防活動時に現場指揮本部において使用する様式（情報集約様式、部隊運用状況等）を明示。

事前対策

原子力施設における火災等の発生時に消防活動を有効かつ的確に行うために、消防機関と事業者があらかじめ事前に情報共有しておくべき項目（建物図面、消防用設備等位置図、消防水利図、自衛消防体制など）、被ばく防護資機材等の整備、訓練を明示。